

## 朝日内水面漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、朝日内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる区域内において、エ欄に掲げる期間でなければならない。

| ア魚種        | イ 漁具・漁法                            | ウ 区 域   | エ 期 間                                             |
|------------|------------------------------------|---------|---------------------------------------------------|
| あゆ         | 毛針釣<br>友釣（リールを使用したルアー釣は禁止する。以下同じ。） | 内共1号全区域 | 6月1日から11月30日までの間（10月1日から10月7日までを除く。）で組合が定めて公表する期間 |
| やまめ<br>いわな | 竿釣                                 |         | 3月1日から9月30日まで                                     |

2 前項の公表は、組合の掲示場に掲示するものとする。

### (全長制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚種      | 全長        |
|---------|-----------|
| やまめ、いわな | 15センチメートル |

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、各遊漁料に1,000円を加算した額とする。

| 魚種      | 漁具・漁法                        | 期間 | 遊漁料     |
|---------|------------------------------|----|---------|
| あゆ      | 毛針釣                          | 1年 | 5,000円  |
|         | 毛針釣・友釣併用                     | 1日 | 4,000円  |
|         |                              | 1年 | 7,000円  |
|         | 毛針釣・友釣併用<br>(内共第1号及び内共第2号共通) | 1年 | 12,000円 |
| やまめ、いわな | 竿釣                           | 1日 | 2,500円  |
|         |                              | 1年 | 4,500円  |

2 高校生以下の遊漁料を無料とする。ただし、遊漁をしようとする者は事前に朝日内水面漁業協同組合に申請し、次条第1項に掲げる事項を記載した無料遊漁承認証の交付を受け遊漁するものとする。

3 遊漁料の納付は、朝日内水面漁業協同組合事務所（朝日町草野11番地）又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納入した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

第5条1項の遊漁料の額について、令和8年12月31日までにを行う遊漁は別表1の料金を適用する。

別表 1

| 魚種      | 漁具・漁法    | 期間  | 遊漁料    |
|---------|----------|-----|--------|
| あゆ      | 毛針釣      | 1 年 | 4,000円 |
|         | 毛針釣・友釣併用 | 1 日 | 3,000円 |
|         |          | 1 年 | 5,000円 |
| やまめ、いわな | 竿釣       | 1 日 | 2,500円 |
|         |          | 1 年 | 4,500円 |